

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年10月10日

【会社名】 株式会社コシダカホールディングス

【英訳名】 KOSHIDAKA HOLDINGS Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 腰高 博

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市大友町 1 丁目 5 番地 1

【電話番号】 027-280-3371 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理担当 土井 義人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービル23階

【電話番号】 03-6403-5710 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理担当 土井 義人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2019年10月10日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社カーブスホールディングス（以下「カーブスホールディングス」という。）の当社が保有する全株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主に分配すること（以下「本スピンオフ」という。）を、2019年11月27日開催予定の第50回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決定いたしました。本スピンオフの結果、カーブスホールディングス及び同社の子会社であり当社孫会社である株式会社カーブスジャパン（以下「カーブスジャパン」という。）は当社の連結子会社ではなくなり、当社とは資本関係のない独立した上場会社となる予定です。本スピンオフは、特定子会社の異動に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本スピンオフは、本定時株主総会において本スピンオフに係る議案の承認が得られること、カーブスホールディングス株式の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）による上場承認が得られること、カーブスホールディングス株式の新規上場の際して同社の新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない）ことを効力発生条件としております。

## 2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金（又は出資の額）及び事業の内容

### カーブスホールディングス

名称 : 株式会社カーブスホールディングス  
 住所 : 東京都港区芝浦三丁目9番1号  
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 増本岳  
 資本金（又は出資の額） : 20,018千円  
 事業の内容 : カーブス事業（フィットネスクラブ事業）運営

### カーブスジャパン

名称 : 株式会社カーブスジャパン  
 住所 : 東京都港区芝浦三丁目9番1号  
 代表者の氏名 : 代表取締役会長 増本岳  
 資本金（又は出資の額） : 100,000千円  
 事業の内容 : カーブス事業（フィットネスクラブ事業）運営

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

### カーブスホールディングス

異動前 82,298,284個（うち間接所有：0個）

異動後 0個

### カーブスジャパン

異動前 3,050個（うち間接所有：3,050個）

異動後 0個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

### カーブスホールディングス

異動前 100%（うち間接所有：- %）

異動後 0 %

### カーブスジャパン

異動前 100%（うち間接所有：100%）

異動後 0 %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

### 異動の理由

当社は、2019年10月10日開催の取締役会において、当社の特定子会社であるカーブスホールディングスの当社が保有する全株式を、2020年2月29日時点の当社株主に対して2020年3月1日付で現物分配することについて、本定時株主総会に付議することを決定いたしました。本スピンオフの結果、カーブスホールディングス及びカーブスジャパンは2020年3月1日付で当社とは資本関係のない独立した会社となる予定であり、当社の特定子会社に該当しないこととな

ります。なお、本スピンオフは、本定時株主総会において本スピンオフに係る議案の承認がなされること、カーブスホールディングス株式の東証による上場承認が得られること、カーブスホールディングス株式の新規上場に際して同社の新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない）ことを効力発生の条件としております。

また、本スピンオフは、株主の皆様にご金銭分配請求権を付与しない現物配当（金銭以外の財産による配当）ですが、当社は、本スピンオフに関して産業競争力強化法に基づくカラオケ事業に関する事業再編計画の認定を経済産業大臣より2019年10月9日付で受けており、同法に基づく特例として本定時株主総会における承認は普通決議によることとなります。

異動の年月日

2020年3月1日（予定）

以上